

## 第 37 回国語分科会国語課題小委員会（Web 開催）・議事録

令和 2 年 9 月 4 日（金）  
15 時 00 分 ~ 17 時 05 分  
旧文部省庁舎 2 階・文化庁第 2 会議室

### 〔出席者〕

（委員）沖森主査，森山副主査，石黒，入部，川瀬，佐藤，関根，滝浦，  
田中（牧），田中（ゆ），中江，福田，村上，善本各委員（計 14 名）

（文部科学省・文化庁）柳澤国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，  
町田国語調査官ほか関係官

沖森主査，佐藤委員及び事務局は，文化庁第 2 会議室にて参加。

### 〔配布資料〕

- 1 第 36 回国語分科会国語課題小委員会議事録（案）
- 2 新しい「公用文の作成の要領」に向けて（審議経過・改）（案）
- 3 「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（審議経過・改）」の概要（案）
- 4 成果物の示し方について（案）
- 5 公用文エッセンス（関根委員提出資料）
- 6 国語審議会及び文化審議会国語分科会による主な答申・報告等

### 〔参考資料〕

- 1 国語審議会における国語に関する課題整理の例
- 2 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）（平成 25 年 2 月 18 日）

### 〔机上配布資料〕

国語関係答申・建議集

国語関係告示・訓令集

公用文関係資料集

公用文作成の要領（昭和 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）

公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）

法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）

6 訂 公文書の書式と文例（平成 23 年文部科学省 抜粋）等

文部科学省用字用語例

文部科学省送り仮名用例集

外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について（依頼）

Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針

各府省庁の白書，議事録，広報誌における語等の出現頻度数調査の結果 等

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から事務局の異動（柳澤国語課長就任）について報告が行われた。
- 2 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 3 前回の議事録（案）が確認された。
- 4 関根委員から配布資料 5 「公用文エッセンス」（関根委員提出資料）について説明が行われた。
- 5 沖森主査から配布資料 4 「成果物の示し方について（案）」の「1 最終的な成果物について」について説明が行われた。
- 6 事務局から配布資料 2 「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（審議経過・改）

(案)」,配布資料3「新しい「公用文の作成の要領」に向けて(審議経過・改)」の概要(案)」及び配布資料4「成果物の示し方について(案)」の「2 ウェブサイトの活用について」について説明があり,説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。

- 7 事務局から配布資料6「国語審議会及び文化審議会国語分科会による主な答申・報告等」,参考資料1「国語審議会における国語に関する課題整理の例」,参考資料2「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」について説明があり,説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 8 次回の国語課題小委員会について,令和2年10月30日(金)午後3時から午後5時まで開催予定であることが確認された。
- 9 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

沖森主査

ただ今から第37回,今期3回目の国語課題小委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため,今回もオンラインでのウェブ会議としての開催となりました。何かと御不便をお掛けしますが,よろしく願いいたします。

それではまず,国語課長に異動があったとのことですので,御紹介いただきたいと思います。

武田国語調査官

去る7月28日付けで,柳澤好治が文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長から,文化庁国語課長に就任いたしました。

以上です。

沖森主査

それでは,柳澤国語課長から御挨拶を頂きたいと思います。

柳澤国語課長

柳澤でございます。今,御紹介いただきましたが,7月28日付けで文化庁国語課長に就任しております。この前までは,教育人材政策課という文部科学省の中で学校教員の免許ですとか養成,研修等の担当の課の課長をしておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

沖森主査

それでは本日は,「官公庁における文書作成について」,「その他」という順で協議を進めたいと考えております。

では,「官公庁における文書作成について」の検討に移りたいと思いますが,前回は,「新しい「公用文の作成の要領」に向けて(審議経過)」の内容を確認しながら,国の各府省庁等で白書の取りまとめと広報を担当している方々を対象に実施したアンケートの結果に基づいて,今後の取りまとめに当たって参考とすべき点,取り入れるべき考え方などを御指摘いただくとともに,意見交換をしていただきました。

「審議経過・改(案)」として,こうして形になってきたものを見ますと,既に細かな調整作業レベルの段階に入り,次第に完成に向かっていくという手応えを感じております。しかしながら,その一方で,大きな区分けや各章の在り方などに関して,言わば根本的な部分についての意見も出されました。そのことについて,少し次元の異なる課題が残っているところをまず整理していかないと,今後,最終的な成果物の姿が

見えてこないのではないかという御指摘もありました。

そこで、8月24日に開かれました主査打合せ会で、今後の取りまとめに向け、成果物の整理の仕方について検討を行いました。その際、関根委員から、本日の配布資料5としてお示しいたしました「公用文エッセンス」という資料が提出されました。この資料は、前回の国語課題小委員会まで「審議経過」としてお示ししてきた案のエッセンスを抜き出し、まとめてくださったものであります。御覧いただきますと、整理すべき課題の幾つかが見えてくるところがございます。

そこで、この配布資料5について関根委員から御紹介いただくとともに、前回までの成果物案にどのような課題があったのかなど、お話しいただきたいと思います。では、関根委員、よろしく願いいたします。

#### 関根委員

この「公用文の作成の要領」を通読した人が、後で振り返ってどんなことが書いてあったか、あるいはあれはどこに書いてあったかなどを確認して、何か全体を見渡せるようなものがないかと考えて作ったものです。審議経過の報告案を見ながら、私自身が全体像をつかみたいと思ってメモを取っていたものが基になっています。仮に「エッセンス」などと付けてみました。

少し自分なりに整理し直したところもあるんですが、おおよそは報告案どおりにまとめていったんですけれども、元の報告案をうまく反映できていないところもあります。それは私のまとめ方がうまくなかったということもあるんですが、現在の報告案自体にまとめにくい部分があるということもあるかなと思います。

このエッセンスをざっと見たとき、何が問題になっているのかよく分からなかったり、ほかとのバランスが悪いと感じたりするところがあるとしたら、それが今後整理・検討していく上での一つのポイントになるかと思ったわけです。

内容としては、基本的な考え方、表記の問題、用語の問題、文章の作成に係る問題等、ルール化できるものと、そこからはみ出すもの、理念に関わるものと、実務上の細かい規定など、そういう性質が異なる要素が混ざり合っていて、まず、それがまとめにくさの大きな原因だったように感じました。

それから、書き方、示し方としては、ページによって、最初に総括的な前書きが置かれているものと、いきなり個別の決まりが列挙されているものがあること、それから、別の箇所似た事例が載っていることなどが、要約しにくいなと感じたところです。

まず、概要と例示というふうに整理できないかなと思ったんですけれども、御覧いただくと、例示のところは茶色で示してあるわけですが、それを見たとお分かりになるように、例示が豊富な項目と全くない項目があるといったバランスの悪さもあるかなと思います。あるいは、誰もが分かっているだろうという事項もあれば、「分かり合うための言語コミュニケーション」(報告)の新しい考え方に基づいて今回新しく打ち出した事項というののもあって、その辺りをどう調整するかということも課題になってくるんじゃないかなと思います。

それから、「表記の原則」は、一番分量を占めているんですが、かなり細かいところまで触れていて、これが果たして網羅できているのか、あるいは網羅する必要があるのかということもあると思います。

「文章の書き方」は、特にほかの章との異質さが目立ちます。文体、標題、文の組み立てなど、要素としてはこれでいいのか、項目同士のバランスなども気になったところです。その辺りを検討・確認していくと、整ったものが完成するのではないかと感じた次第です。

#### 沖森主査

ただ今の関根委員の御説明について、直接関係する質問があればお願いいたします。  
( 挙手なし。 )

前回の国語課題小委員会で頂いた御指摘や、ただ今の関根委員の御説明などを審議経過の案に反映していくに当たって、主査打合せ会で検討した事柄を簡単にまとめたのが、本日お配りしてあります配布資料4であります。この配布資料4「成果物の示し方について(案)」を御覧いただきたいと思います。

主査打合せ会において出されました意見をまとめて、まず、「1 最終的な成果物について」に6点示してあります。この部分が、前回の国語課題小委員会で御指摘を受けて、主査打合せ会で整理した内容です。この六つの と言いますか、箇条書にしたところに沿って、私から少し説明をしてみたいと思います。

まず、一つ目の ですが、最終的に国語分科会報告となる成果物は、本日の配布資料2に当たるところの、これまで作成してきた審議経過をベースにして、内容を更に詰めていこうということの確認であります。これは当然のことだと思われるかもしれませんが、現行の「公用文作成の要領」というのは、B5判の書籍にいたしますと本文が6ページに収まってしまう程度でありまして、それに合わせたものを作るということを意識すべきではないかという議論もありました。このことについては、多くの方に利用、活用していただける使いやすいものを提供するという観点からも、現状のものを更に煮詰めていくことが大切であろうということが改めて確認されました。

次に、二つ目と三つ目の は、先ほど関根委員に御説明いただきましたところと重なるところではあります。前回の国語課題小委員会で、次元の異なっている内容が同列に語られている印象があるという御指摘がありました。その点を整理したものであります。

これまでの構成は、「 基本的な考え方」、「 表記の原則」、「 用語の使い方」、「 文章の書き方」となっておりまして、この四つの章が同列に並んでおりました。そのうち、手堅くルール化できる部分は、「 表記の原則」、また、それに準じて「 用語の使い方」であったかと思えます。これに対して、「 基本的な考え方」は、以下の言わば前提となる理念や理論を示す内容であり、また、 としていました「文章の書き方」はルール化するのが難しく、一部言わずもがなのところも含んだ、望ましい姿勢とでもいったようなもの示す内容となっております。こうした、それぞれの章に見られる性格の異なりがよく分かるように、全体の構成を見直してはどうかということになりました。

その際、中心となる報告と関連資料というように分冊することなども考えられるわけですが、四つ目の に記してあるとおり、やはり活用のしやすさということを考えれば、一まとまりにしておくべきであろうという意見が強くあったかと思われ。なお、後ほど御覧いただきますが、本日の配布資料2「新しい「公用文の作成の要領」に向けて(審議経過・改)(案)」は、こうした観点から、これまでのものを修正し、「改」を付けた案としたものです。

次に、五つ目の に示してありますとおり、詰めの作業では、「基本的な考え方」として示されているものが、表記や用語の使い方のルールや望ましい文章の書き方を示す部分において、きちんと反映されているかどうかを確かめるということ、また、具体例を補うことなどを進めていこうということです。

最後に、六つ目の ですが、現行の「公用文作成の要領」との関係についてです。古い要領がそのまま残っていると、新しく成果物が出来上がってもなかなか使ってもらえないのではないかという懸念がございます。しかし、そもそも「公用文作成の要領」が掲げる、公用文を感じのよく意味の通りやすいものとするという基本的な理念そのものは、ずっと一貫しており、変わっておりません。そして、そういった理念の下で、現実には、既に国の役所で様々な工夫をしながら文書作成を行っているという面もご

ざいます。

今回の成果物は、各府省庁の現状を踏まえて作成しております。何か突飛なことを言うというのではなくて、これまでの公用文作成の延長線上で、より国民にとって望ましい文書作成を進めていこうとするためのものです。したがって、実際に役立つというものを報告することができれば、現行の「公用文作成の要領」の改定が行われるかどうかにかかわらず、多くの人に活用してもらえると考えております。

改定にまで進んでいくのが望ましいとしても、その成否はひとまずおいて、国語分科会として、多くの方に受け入れてもらえるような成果物を作ることに、まずは集中していきたいと思っております。

以上、少し長く御説明しましたが、この配布資料4の前半、すなわち、「1 最終的な成果物について」の六つの点の内容に関して、御質問、御意見をお伺いしたいと思います。また、主査打合せ会の委員の皆様には、主査打合せ会での御意見や確認事項が正しく反映されているかどうかも含めて、補足の御意見も賜れればと思います。

( 挙手なし。 )

それでは、ただ今の説明について特に御意見を頂きませんでしたので、これに沿って最終的な仕上げを進めていきたいと思っております。

ただ今の配布資料4の後半にあります「2 ウェブサイトの活用について」に関しましては、成果物完成後の問題でありますので、後ほど話題にすることにしまして、引き続き、成果物の内容に関して議論を進めてまいりたいと思っております。

では、今確認していただきました考え方を反映する形で審議経過の整理に着手したのが、配布資料2「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（審議経過・改）（案）」であります。これまでとどのような点が変わっているのか、配布資料3の概要、そして配布資料4の後半と併せて、事務局から説明いただきたいと思っております。

#### 武田国語調査官

それでは、配布資料2、3、4の後半について説明します。

まずは配布資料3を御覧ください。1枚物のカラーの資料になります。示そうとする案や報告といったものの要点を、1枚の印刷物で示そうとするものです。ここでは、今回の成果物案が中心的に取り上げている事柄についてまとめております。

まず現状、そして、それに対して、一つは公用文を分類して考え、国民の皆さんに直接向けた文書については平易化ということを経営的に考えてはどうかという点。そして二つ目として、社会状況や日本語の変化に対応するということが必要ではないかといったことをまとめております。これは、これからまだ手を入れながら、最終的に報告の中にも入れていただきたいと思っておりますので、このまとめ方などについても、御意見があれば後で頂戴したいと思います。

次に、配布資料2、本体の方について御説明申し上げます。これまでこの配布資料2は「審議経過」ということでしたけれども、そこに今度「改」を付けて、（案）としてお示ししました。

表紙を1枚めくって「目次」を御覧いただきますと、これまでとの違いがお分かりいただけると思います。まず、全体の構成ですが、これまで「 」としていた「基本的な考え方」、ここから「 」を落として、前書きのような形になっています。「はじめに」というものと「基本的な考え方」と二つ前書きがあるような状況になっていますけれども、今後ここは御検討いただくとして、まず、「 」というのを落として、全体の前提として、理念や考え方を語る部分としての「基本的な考え方」という位置付けに直しております。

そして、これまで「 」であったところに、「 表記の原則」,そして「 」であったところに「 用語の使い方と文体の選択」,これまで「用語の使い方」だけでしたが、ここには「文体の選択」というものを付けました。この「文体の選択」というのは、これまで「 」であった「文章の書き方」の方にあったものです。ここから、一部この文体に関してのところは「 」の方に移動したということになります。この趣旨は、この「 」と「 」のところで、これまでの現行の「公用文作成の要領」の内容を大体カバーしているということになります。

それから、前回まで「 」としてあった「文章の書き方」を、「付」ということにしております。これは今までの「公用文作成の要領」になかった部分を取り上げている部分で、ルール化するという観点からしますとなかなか難しいところがある、先ほどそういったお話もありました。まず、これを「付」として章から一旦外す形で置いてみて、考え直してはどうかということです。以上、これが全体の構成、考え方を整理し直したものであるということになります。

また、そのほか、細かい文言の調整などが行われております。例えば、今まで、「「である・であった」体」という言葉と、「「である・であった」調」というような言い方が両方ありましたが、これは「「である・であった」体」に統一したりしております。そういった細かい文言の調整ということが一つ。

それから、委員から御指摘いただいた内容を反映したところが幾つかございます。例えば、27 ページ、前回の会議の中でも話題になりましたが、「等」、「など」の類の使い方ということがありました。ここについても、単に「等」はなるべく使わないということだけではなくて、これが批判をかわすためと見える場合があるということや、また、「等」の前には代表的・典型的なものを挙げるのがよいのだというようなこと、こういった委員から頂いた御指摘を加えたりしております。

以上、本体について申し上げましたが、最後に、これは本体ができてからの話になるということで先ほど沖森主査からも御説明があったとおり、配布資料4の後半の方について少しお話をいたします。配布資料4に「2 ウェブサイトの活用について」というところがございます。前回の国語課題小委員会でも、この報告を、ウェブを利用してもっと周知させられないかという御意見がありました。また、各府省庁等へのアンケートにおいても、ちょっとした確認がしたいときに気軽に参照できるようなものが欲しいというような御意見がありました。そこで、主査打合せ会の中で、そういったことをこの報告の中で提案してはどうかという話が出ております。

では、どのようなウェブサイトにするかということですが、これは基本的に、来年度以降、報告ができたところで、事務局において、国語分科会の助言を受けながら具体案を検討して、資料の整理、作成などをしながら公開していくという方向で、関係者と調整したいと思っております。内容の例などもここに挙げておりますが、後ほど、こんなことがあったら役に立つのではないかというようなことも、是非御意見を頂きたいと思っております。

配布資料2の6ページを御覧ください。報告の中でウェブサイトなどの活用をどのように提案するかということで新たに加えたのが、6ページ一番下の段になります。「公用文の作成に当たって参照できる語例集等の整備」、「国の各府省庁等の職員が公用文を作成する際に参照できる表記例集や用語例集を整え、政府内で共有するなどの工夫が望まれる。」こういった書き出しで、そして後半のところでは、「手軽にかつ安心して参照できるものがないとの声も聞かれる。公用文の作成に資するウェブサイトを政府内に設けるといった取組が期待される。」というようなことを書き加えております。

以上、配布資料2、配布資料3と配布資料4の後半について御説明しました。

沖森主査

ただ今の説明について、直接関係する質問があればお願いいたします。

( 挙手なし。 )

それでは、意見交換に移りたいと思います。配布資料2については、配布資料4の「1」の考え方に基づいて、その章の構成を変えたものです。特に、「基本的な考え方」を全体の前置き又は前提となる理念を示すというような位置付けとしたこと、また、これまで「 」として立てていた「文の書き方」を、「付」という形にしていることについて、どのようにお感じになったか、あるいはお考えになったか。まずは、この新しい構成について率直な御意見、御感想を頂きたいと思います。

田中(ゆ)委員

今までの「 」と「 」が、水準が違うので、「 」は数字を外して、「 」は「付」の形にしたというところで、何らかの形で水準を分けようということも、御趣旨はすごくよく分かりました。だけど、もったいないなと思ったところとしては、「 」のところは、言わば丸々「新」のところなわけですよ、ところが、それを「付」にしてしまったことによって、せつかく新しいことのところが付け足しみたいに見えるような気がするということです。ここのところは「付」ではない別の示し方の方がいいのではないのでしょうか。これまでにない形のところで、「こうやってみてもいいんですよ」みたいなところのものにまで踏み込んでいるという新しさといったようなことを示す、「付」じゃない別の形の方がいいのかなと思いました。

沖森主査

ありがとうございます。ほかに御意見、御感想等ございませんでしょうか。これまでありました四つの章を改編したということでもありますので、少し印象が変わったかと思えます。率直な御感想だけでも結構ですので、何かありましたらよろしくお願いいたします。

川瀬委員

久しぶりに見たせいか、改めて見直したせいか、これまでのせつかくのみんなの議論をもしかしたら否定するような感じで恐縮なんですけど、字が多いなとすごく思います。ページをめくっていて、これはもうちょっとシンプルにできないのかな、それとも、これを読もうという人はかなり強い気持ちを持ってこの文章に向かい合ってくれるだろうから、これぐらいあってもいいのかなという気もするんですね。これは非常に今迷っているところなんですけれども、今自分で改めて見てみて、字が一杯で…。あと、この考え方は新しい、この考え方は今までのを改めているということで、この「新」マークと「改」マーク、これはすごくいいアイデアだなと思っていたんですが、久しぶりに見ると、何か違和感があるんですよ。特に「新」マークですね。それがなぜ今急にこんなに感じるのかなというのが自分の中で今整理が付かないでいるところです。

沖森主査

ほかに、御感想でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

特に主査打合せ会の委員ではない皆様方の御意見を賜りたいと思うんですが、石黒委員、いかがでしょうか。

石黒委員

御指名ありがとうございます。私も、ちょっとどう御返事していいか、戸惑っていて、まず、川瀬委員がおっしゃったことは、私もちょっと字が多くて大変だなと思った

のは、もちろんそう感じました。でも、これぐらいの分量が必要なのかなと思うと、今、資料を二つ示してくださっていて、全体の詳細な資料と、それから審議経過が分かる簡潔な資料なんですけど、もしこれを実際に活用するとなると、もう一段階と言うか、もっとこの中間ぐらいがあると有り難いのかなと思いました。つまり、全体像も見えて、細かいところもたどれて、かつまた、更に細かく知りたい方はもっと詳しいところに行けるみたいなものです。ただ、今回は飽くまでも審議経過ということですので、これでよいのかなとも思います。本当に丁寧にきれいにまとめてくださって、皆様の御苦労というのを感じました。今後、審議経過がこのような形で出されると、次どうなるのかなと必ずお読みになった方は期待感を持たれるので、ここまでの経過自体はとてもよく分かると思うので、今後どうしていくのかということももう少し明確に盛り込めたらいいのかなと思いました。

沖森主査

ありがとうございました。ほかに御意見、御感想等ございませんでしょうか。

福田委員

この審議経過は、文化庁のホームページにやはり上げるものですね。

沖森主査

事務局の方から御説明をお願いします。

武田国語調査官

もちろんこれは、最後に取りまとめいただきますと、文化庁のホームページに載せることになります。先ほど、ウェブサイトの活用ということを申し上げましたが、この報告はもちろん掲載しますし、その上でこれを補足するようなものを更に考えてはどうかといった御提案を主査打合せ会で頂いたということです。

福田委員

ありがとうございます。そうしましたら、そのウェブページに上げる場合には、やはりPDFで上げるわけですね。

武田国語調査官

はい、一般的にはPDFを使うことが多いかと。

福田委員

そうすると、やはりこの「新」とか「改」というテキストの特殊な文字はPDFだと検索できないんですね。今ちょっと試してみたんですけども、有償のアクロバットを使っても、この「新」、「改」というのは引っ掛からない。そうすると、どこが新しくなってどこが改定されたのかなという目で見られる方がいらっしゃった場合に、残念なところかなと思います。それで、この「新」とか「改」とかを目立たせましょうという審議経過も納得していますので、フォントを替えるとか、検索できる形で対応した方がいいのかなと思いました。

沖森主査

ありがとうございました。では、ほかにございませんでしょうか。

滝浦委員



さっき御説明いただいていたかもしれないのですが、「文章の書き方」を「付」にするということに伴ってだと思えますけれど、「文体の選択」というところだけ切り出して、「用語の使い方」の方に無理やりくっつけたというか、「 」の最後に「文体の選択」というものが入っている。前回の資料をちょっと見ますと、「1 適切な文体と表現の選択」から「2 標題・見出しの付け方」というふうに「文章の書き方」というところに入っていたので、その辺は区切りを変えるために変えたところかと思うんですが、「文体」というのを「用語の使い方」の中に入れるというのは、なかなか苦しい感じもするんですが、その辺りいかがでしょうか。

沖森主査

御意見ありがとうございます。「 」だったものを組み替えたというところでありますので、今後検討していかなければいけない点かと思えます。それについて滝浦委員、何か御提案と言いますか、いいアイデアというのがあったらお教えいただければと思います。

滝浦委員

代案があるのではなくて、何か違和感があるなと思ったので。それについて、これは「用語の使い方」の方に入れないと具合が悪いとか、何かそういうお考えがあったのであれば伺えたらなと思ったということです。

沖森主査

では、事務局からお願いいたします。

武田国語調査官

実は、昭和27年の「公用文作成の要領」が、「第1 用語用字について」、「第2 文体について」、「第3 書き方について」となっています。この「第3 書き方について」というのは、文章の書き方というよりは、どちらかという用語の使い方のようなことに触れています。「文体について」という部分が、この「公用文作成の要領」の中に既にあるわけです。それで、今回、「 」と「 」は比較的ルール化できるところで、現行の「公用文作成の要領」に代わると言いますか、それをもう一度、現代の目で見直したときにこのようになるのではないかという内容にしようとしています。一方、「付」の方には、これまでになかったものをまとめて入れようということで、今回便宜的に、既に現行のものにある文体の話は「 」に動かしたということです。非常に便宜的にやっておりますので、もっといい形があれば、是非御意見いただければと思っております。

沖森主査

それでは、ほかにございませんでしょうか。

入部委員

最後の関係資料のところについてもお尋ねしてもよろしいですか。

沖森主査

どうぞ。

入部委員

この前、関係資料一覧が全部一通りリストになっているので、少し分野ごとに分け

てはどうかということをお願いして、分けてくださったように思うんですけれども、私たちの大事な「分かり合うための言語コミュニケーション」が「その他」に入っているということで申し上げます。ここのところは、最初の理念と関係しているので、例えば「コミュニケーションに関する資料」といったようなことで、「「病院の言葉」を分かりやすくする提案」辺りを一緒に付けて、せめて一つそういうカテゴリーを作った方がよろしいか…。特に最初に出てくる部分と関係していますので、「公用文・法令に関する資料」というのがトップになっているんですけれども、この前に持ってきていただくぐらいの勢いで入れていただくと、参照しやすいのかなと思います。

沖森主査

ありがとうございました。

森山副主査

全体に非常に上手にまとめていただいて、私は本当にいいと思います。

1件なんですけど、「はじめに」、「当報告の見方」、「基本的な考え方」という部分ですが、これは、さっきもおっしゃっていましたが、前書き的な部分が並んでいる感じがありますので、これを例えば「前書き」で一つにしまして、「背景」とか、「見方」とか、「基本的な考え方」みたいなものを、数字でやるか、あるいは別の形でもいいのかもしれませんが、その前書きの部分だけ少し整理する余地があるのかなと思った次第です。

沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

村上委員

先ほども話が出ていましたけれども、「文章の書き方」が付録になっているというのは、ちょっと違和感があります。それと、「文体の選択」が、この「 」の「用語の使い方」と合わせて一つになっていますが、これも違和感があって、「文体の選択」というのは文章の書き方そのものなので、「文章の書き方」のところに「文体の選択」も組み入れて、付録じゃなくて、これは「 」とした方がいいんじゃないかなと思います。

沖森主査

ありがとうございました。ほかに御意見、御感想等ございますでしょうか。

田中（牧）委員

今、何度か話題になった「文体の選択」のところですけども、これは今、29ページの1ページだけなんです。このうち、1番目と5番目と6番目がいわゆる文語調の話で、今、公用文を文語体で書く人はいないと思うんですけれども、これは「べき」とか、あるいは「しつつも」とか、個々の、文語の名残がある特定の語法に関する話なので、いわゆる文体全体から見るとかなり部分的なもので、こういうものは「用語」にして、前の「紛らわしい言葉」の中のどこかに入れて解説することができると思うんです。一方で、2番目、3番目、4番目の常体にするか敬体にするかとか、それから常体と敬体をどっちかに統一すると書いてあるんです。SNSなんかでは、むしろあえて混用したほうが効果のある場合もあったりするので、そういう話は後の「文章の書き方」の本質的な、現代人もいろいろ迷うところで、この今一緒になっているのを、「用語」にまとめるものと、それから「文章の書き方」にまとめるものと分けるといいのかなと思いました。

それからもう一つ。ちょっと違うことですがけれども、先ほど川瀬委員がおっしゃった、字ばかりでということです。「分かり合うための言語コミュニケーション」の報告、あれに4要素についてそれぞれを表す絵がありましたよね。この「表記」の部分も「用語」の部分も、それから「文の書き方」の部分も、あの4要素にかなり大きく関わっているんで、この項目別に書いてあるものにあの絵を入れていくといいのかなと思いました。もちろん、新しくいろいろな図示を工夫してもいいんですけども、さっき入部委員がおっしゃったように、あの成果はやはり強調したいという思いもありますので、そのようなことをやっていくと、字が多くても、読もうという意欲が湧いてくるのかなと思うんです。

沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

( 挙手なし。 )

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。次に、配布資料4の後半と、それを反映した部分について御意見を頂きたいと思います。例えば、ウェブサイトにもどのようなコンテンツを上げるといいか、そういったアイデアを提案してくださると有り難く存じます。予算の関係などもありますので、実現するかどうかは分かりませんが、理想の形、あるいは特に希望したいというところを語っていただければと思います。

川瀬委員

多分もう皆さん、お考えにはなっていると思うんですが、やはりキーワード検索は絶対欲しいですね。むしろそれがなければ、ウェブサイトに上げる意味というのは、それこそPDFでホームページに載せておけばいい話なので、活用するというのを考えれば、検索機能は必要だと思います。ただ、多分相当お金が掛かるかなという気もいたします。

沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

中江委員

思い付きですけども、このアンケート結果にもありましたが、公用文がどのように作成されたかという経過と言うか、公用文の作成というものについて、元がこういう文章で、それを直した文章がこれとと比較するような形で出すとか、そういうやり方をすれば、何がどう変わったかということが分かるんじゃないかなと思うんですね。それだったら別にそんなにお金が掛かるものでもないし、別に架空の文章でもかまわないと思うんです。結局、完成された文章を見ても、何がどうよくなったのかというのは多分分からないと思うんですね。その前に、何がよくなかったのか、どこが直すべきだったのかというのが分かるには、ここの部分がこのように直るとこのようになるんだというのが分かるというのがいいのではないかなと思うんです。一つの実験じゃないですけども。そういった意味でアイデアの一つとしてちょっと思い付きました。

沖森主査

ありがとうございました。

福田委員

私はコラムを載せるのも面白いかなと思いました。もう既に原稿があると思いますので、その内容を載せて、プラスアルファの情報として皆さんに伝えたいなと思いま

した。

沖森主査

ありがとうございました。

森山副主査

ただ今、中江委員と福田委員がおっしゃったことは本当に大賛成で、チュートリアル（tutorial）みたいなものを少し入れて、例えば文章担当の方が、10分間ぐらいでもいいのでちょっとやってみるとか、例えば「、」とか「、」なんかをどのように書けばいいのかみたいなことが分かる、それが一ついいかなと思います。それで、コラムみたいなものもあって、楽しいウェブページができたらいいなと思います。

それから、これは難しいかもしれないんですが、公用文チェッカーみたいなものもしてできれば、これは常用漢字じゃありませんよとか、ここの部分は違えますよみたいなことが出ればいいかなとは思いますが、あるいは、この言葉はどうでしょうかみたいな、公用文の用語チェッカーみたいなものでもいいんですが、できればそういうものもあればいいかなと思った次第です。

沖森主査

ありがとうございました。では、ほかに御意見、御感想等ございますでしょうか。

川瀬委員

どんなものを作りたいかともかくなんですが、どのように使ってほしいかというのと、今ある文化庁のホームページのどこに、別ページという形でぶら下げるのか、それともウェブサイトの活用について独自のページを作っちゃうのかによっても考え方が全然違ってくると思うんですよ。恐らく、この報告書がまとまった時点でPDFの形で上げますよね。そのどこかから、例えば「ここへ行けば検索ができる」とか、「詳しくはこちら」みたいな形で別ページが上がってくるようにするのがいいのか。または、利便性を考えると、例えば文化庁のトップページにリンクみたいなものを貼っておいていただけるといいのかな。

恐らく、余り親しみやすさとかは要らないのかなという気がするんですね、公用文を書く人が見るためのものなので。まあ逆に言うと、楽しくなくても、ささっと調べて使えれば、それでいいのかなという気がするんです。逆に、コラムみたいなものをそこに置いておけば、興味のある方が読むというのも使い方としてはあると思いますが、やはり公用文がどうなっているかを示すのではなくて、いかに事務仕事の中で、気持ちよく公用文を読んでもらえるように作業してもらうかのアシストをするためのものなので、作業をなさる方が簡便に答えを見付けられること、理解できること、それがウェブサイトでは一番大事なのかなと思います。そうでなければ、多分、紙で出しても大して状況は変わらないかなという感じもしました。

沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

善本委員

今、川瀬委員から、使う方の立場でという御指摘だったと思うんですけど、私、多分この中で数少ない行政で仕事をした経験のある者から申し上げます。東京都でも表記便覧みたいなものを左に置きながら、それに適合しているかどうかみたいなものを結構チェックしながら文章を書いていくということがあります。ここで挙げられている

考え方 やはりこの事例にもなっていますけれども、用語用字例で、これは今の考え方だったらこうした方がいいですよみたいなことが、検索できて、しかも表としてもまとまっている アイウエオ順なり、漢字の語順なりで検索できるような表としてまとまっていることが役に立つだろうということと、今回の目玉として、今までになかった新しいこと、改めたことというところが何なのかということ、文書を作る側からはすごく知りたいので、考え方も大事だと思うんですけども、何が変わっているかというところを、例えば「新」と「改」だけをぎゅっと凝縮したものをどこかに置いてあるというようなことがあると、非常に使いやすいかなと思います。

ただ、もちろんその中でも、やはり職員、作る方たちが頼りにしながらも、自分のスキルを上げていくものであってほしいなとも思うので、自分がこれでだんだんすごくうまく書けるようになってきたなとか、もう頼らなくても、何かここに書いてある理念を反映できたなというようなものであるべきだとも思うので、そういう意味では、先ほどおっしゃったようなコラムとかという楽しさとか、そういうものも是非あってもいいのかなと思います。

とにかく、参照したい、自分の書いていることがこれでいいのかどうかを知りたいという気持ちで御覧になる方たちが多いと思うので、先ほどもう皆さんがおっしゃったことなんですけれども、是非そういう視点で検索とかチェック機能をとります。

それからもう一つ、私が自分の仕事上のこともあって気になっていることとしては、最後の関係資料の一覧にも入っていますし、本文の中にもありますけれども、「公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について」というのは、姓を先とするということが報道もされて、この中にも書かれていくんですけども、まだなかなか広まっていけない感じが私はすごくしていて、それをどうやって広めていくかということのアイデアをもう少し考えたいなと思っています。そういうものは、こう申し合わせましたよと言って、言葉の問題というのは一斉にばーっと広がって変わってしまうものもあるんですけど、これについては、昨年そういう申合せがあってからも全然動いていないという感じを私は受けているので、それをどうやって広めていくかというのは、やはりこの分科会の役割でもあるのかなとは思っています。

沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

( 挙手なし。 )

いろいろと御意見を頂きましてどうもありがとうございました。頂いた御意見に基づきまして、ウェブサイトの活用についても今後検討してまいりたいと思います。

それでは、本日の議事「(1)官公庁における文書作成について」の議論の最後に当たりまして、配布資料2、そして配布資料3の全体につきまして、最後に御意見、御感想等がございましたらお願いいたします。細かな点でも結構ですので、是非とも御発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

田中(ゆ)委員

ものすごく細かくて、結構どうでもいいことなんですけど、いいですか。

沖森主査

どんな点でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

田中(ゆ)委員

「当報告の見方」のところ、本文の中にどのように埋め込んでいくのかといったようなことがずっと議論になっている「新」と「改」についてなんですけれど、今、ざっ

と「正」の字で書いているので、正しくないかもしれないんですけど「新」は13ぐらいある一方で、「改」は1個だけなんです。1個だけで、ほかに「改」はなかったんだっけ、どうだったっけとっていて、余りにも「改」がない。「新」の中にも「改」に近いものもあるような気がするし、ともかく、「改」が見たところ1個だったんだけど、どうなんでしょうか。

あとは別のことで、これも繰り返し最初のところからいろいろな形でいろいろな方がおっしゃったところなんですけど、最後の「付」になっているところの「文章の書き方」となっている、そのタイトルについても気になります。というのも、文体といったことも文章の書き方だろうし、実は表記一個一個も文章の書き方だろうと思うんです。言うならば、これ全体が文章の書き方の話をしているよねといったところがあるので、ここの「文章の書き方」というタイトルについては少し考えてもいいのかもしれないし、「文体」系とか、「配慮」系を入れちゃうと、配慮は語彙の選択とかもあるから難しいなと思うんです。この「文章の書き方」というタイトルのところは考えてもいいのかなと思いました。

沖森主査

ありがとうございました。では、ほかにございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。言い残した点、ちょっと気になっている点などございましたら、細かな点でも結構ですので、よろしく願いいたします。

石黒委員

先ほどもちらっと申し上げたんですけれども、審議経過というものを使い手の方がどのように受け止められるかということは、やはり私は心配です。要するに、この審議経過が公表されて、それで、じゃあこれをどう使ったらいいのか、次にどういうバージョンが出てくるのかというような情報については、どこかでお示しいただけるのかなと思った、実はそういうつもりもあって先ほど発言したんですけれども、ちょっとすみません、具体的にお答えいただくことは可能でしょうか。

沖森主査

では、事務局からお願いいたします。

武田国語調査官

実は今、審議経過という形になっておりますが、これは昨年度と言いますか、前期の最後に集まって御議論いただけなかったということがございましたので、中間報告というような言い方ではなくて、審議経過という形にして、持ち回りの会議の方で御確認いただいたということです。今、石黒委員がおっしゃったように、これは最終的な成果物の前段階のもので、今後、恐らくこれは報告案というものになっていくのであろうと思います。今回は「審議経過・改」という書き方にしてありますが、こちら主査打合せ会の方で御検討いただいて、最終的な形へのつながりが見えるように、きちんとお考えいただければと思います。

善本委員

小さなことでもとっていただいたので、ちょっと励まされて、もしよろしければ申し上げさせていただければと思います。

「表記の原則」という言葉が書いてあって、私の中では、使う立場で言うと、この内容というのはかなり使う人にとっては大きいことだろうと思います。「...の使い方」とか、「...の付け方」とか、表記とかと書いてあって、そのようになっている

中で、最後に「6 表記に関する決まり」があって、ここだけ「決まり」になっているんです。ほかのところは「使い方」、このように使った方がいいですよという中で、6に「決まり」となっていて、その中で、今回新しいこととして21ページの一番下に、「電子的な情報交換では、内容が正確に伝わるよう留意する」と書いてある。これと「決まり」という言葉とのつながりが私の中でちょっとしっくりこないということです。「決まり」という言い方であれば、「表記の原則」全体が「決まり」だろうし、その中で、さっきちょっと申し上げた姓名のローマ字表記の問題なんかもここに入っていたり、書き出しの1文字下げとか、繰り返し符号の使い方とかも入っていたりしている中で、この最後の「新」の「留意する」という内容が、「決まり」として表記すべきことなのかと思います。あるいは、ここも、全体が「表記の原則」のトーンの中で6だけを「決まり」という言葉で表記した方がいいのかということについて、ちょっと何となく気になったので、もし今後検討の余地があれば、御検討いただければなと思います。

沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますか。

田中（ゆ）委員

配布資料3のことについてでもいいですか。

沖森主査

どうぞ、お願いいたします。

田中（ゆ）委員

配布資料3は、この経緯を説明する簡略版ということなんですけれども、「現状」で書かれていることと、右側の「2」で書かれていることが余り一致していないなと思うところがあるんですね。

現状のところでは三つ指摘されていて、下の二つについては、「2」の下の方の「現行行われている公用文表記の...」ののところと、言っていることとやっていることが一致しているんですけれども、

一番上のところの「「公用文」という用語の指し示す範囲は...」というのには、要するに媒体が変わってきているといったようなことを言っているんですけれども、「2」の上のところ、「社会の多様化に対応した公用文作成の在り方を考える」となっていて、多様な人々を意識した文書作成というふうに話がちょっとすり替わっているなと思うんですね。

実際に作業に取り掛かっているときに、本当はその多様な読み手に配慮してといったようなことがある、専門用語が分かりにくい人には言い換えましょうといったようなことがありますけれども、実のところ、日本語を母語としない人たちに対応するような「やさしい日本語」のことについては抜きましょうといったことがあって入っていないと思うんですね。

そういうことを入れきれなかったということは分かるので、「現状」の方の一番上のところがその前提となっているところだとすると、私は、この新しい「公用文の作成の要領」といったものが求められている社会的な背景というのは、媒体そのものが多様化してきているということと、役所が広報する、その広報を受け止めるといったところの、一般の社会の中における広報あるいは公用文分類観と言ったらいいのか、その変化を受けてそれに対応しましょうといったようなことだと思うから、受け手の多様性とかはもちろんその中に含まれるんだけど、ここに前面に出ているものとする

んだったら、「現状」の一番上に書いてあるものは、媒体と広報・公用文観の変化といったようなことを言っているのであるから、それに対応する中身の方がいいんじゃないのかなと思うんです。

日本語を母語としない人たちに対する配慮というのは、一体じゃあこの「要領に向けて」の中のどこに対応するのかなといったところがちょっとしっくりこないなということで、こっちの配布資料3の方は途中のまとめなのかもしれないけれども、何か気になるなと思って読んでいました。

沖森主査

ありがとうございました。では、ほかにございますでしょうか。

入部委員

先ほどから出ております「付 文章の書き方」を「付」とする件について、ちょっと1票を投じておこうかなと思ってここで話ししたいと思いました。

タイトルが「新しい「公用文の作成の要領」に向けて」ということで、こちらの方はもうコンファームされているんだと思いますので、やはり「新しい」、そして「向けて」ということなので、付録にしまうと、確かにラベル的には「新」というのが間々に入っているんですけども、トータルに見て新しさというのはこの付録の部分と、明確に「分かり合うための言語コミュニケーション」を踏まえて入れている理念のところなのかなと思うんです。

分量的には厚くなってしまいうんですけども、タイトルにふさわしいものにしていくということでは、コンパクトさよりも、その二つを入れることで、一目瞭然に新しいと思っていただくということは、見せ方としてはとても大事ななということで、付録の「付」じゃなくて、ローマ数字の「 」にさせていただくというところに1票を投じておきたいと思いました。

沖森主査

ありがとうございました。では、ほかにございませんでしょうか。

石黒委員

今の入部委員の御意見に賛同してということなんですけれども、先ほど田中(ゆ)委員からもありましたけれども、「文章の書き方」というこのタイトルを何とかしたいなという感じがしています。これからこの審議経過の後、もっとここの部分は新しい公用文のために膨らんでもいい内容かなと思うんです。今は暫定的にこのようなことが参考になるんじゃないかという一例を示している、でも結構見ていると効果的な印象があると思うんです。ですから、タイトルは考えた方がいいなということが一つ。要するに、知恵袋とか Tips みたいな感じだと思うんです。どんな名前を付けたらいいのかなということは考えてみたいところです。

それと関連してなんですが、この中に、「文章」と「文書」という言葉が入り交じって出てきていて、先ほど田中(ゆ)委員からも、文章というものは文体も文章に入るしという御意見もあって、全くそのとおりだと思います。読まれた方が文章と文書とどう違うのかなと思われたりする可能性があるかなと思ったので、その中に文というものが入ってきていて、文の書き方みたいなものもありますので、その辺も整理が必要かなと思います。

あともう一つ、細かいことでもよいということだったので、送り仮名なのですが、「箇条書」というものは「き」がないんですね。一方で、「受け身」というのは、もちろん「け」を入れる方も専門家の中にいらっしゃるんですけども、コーパスを正確に



調べたわけではありませんけれども、受身文、つまり受動態という意味で使う場合は「け」が入らないケースが多いように思います。

また、「受け身形」という言い方なんですけど、受身、尊敬、可能、自発 可能はまた別の形が存在することもありますけれども「受け身形」というものが自発とかどこまで指しているのかということも分かりにくいので、その辺、余り専門的な突っ込みは入れない方がいいかなと思いつつも、一般の方にも分かりやすさを示しつつ、「受け身形」と言われたときにどんな形が出てくるのかなということはもう少し親切であってもいいのかなと思いました。

沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

福田委員

私も配布資料3と、配布資料2を対応して考えますと、田中(ゆ)委員が指摘したように、配布資料3の「2」のところ、「社会の多様化に対応した公用文作成の在り方を考える」のところの一つ目「...高齢者や日本語を母語としない人々」というような文言があるんですが、確かに、日本語を母語としない人たちのためにこうしようというような提言はありませんし、また、「高齢者」というようなくりにしてしまうと、多分、提言をする書き方としては、文字のフォントを大きくしましょうとか、そういうようなことになるんじゃないかと思うんですね。しかし、それも書かれていない。そうすると、ここで言いたいのは、背景知識が違う様々な読み手に官公庁が何かメッセージを送る機会が増えてきたのでというような、そのぐらいのまとめ方がいいかなと思いました。

沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

田中(ゆ)委員

途中でも一度、武田国語調査官が御説明くださったのかもしれませんが、配布資料2の6ページ一番下の「公用文の作成に当たって参照できる語例集等の整備」、このところは、このようなことが将来できるといいねという提案なんだといったようなお話でした。これは本当にあった方がいいなというものなんですけれども、この提案は、このような要領を作るためにはといったようなことを言っているの、ちょっとだけこの全体の中では浮く場所なのかなと思えるんです。似たようなところがほかにはないかなとざっと探してみたんですけども、隣の7ページ一番下のところで、一次情報を参照できるようにするというふうなところもちょっとした提案なのかなと思いました。こんなちょっとしかない、けどほかからは浮いているといったようなところをどう処理するのがいいのかといったようなところがあります。今自分にいい考えがあるわけじゃないんですけども、ほかのところ、こうしましょうとか、こうであるとか、文章を書くに当たってこうするのが望ましいと言っていることとは異なる水準のものだと思うので、何か工夫ができるといいのかなと思ったところが一つです。

それから、ほかのいろいろな方もおっしゃっていましたが、特に先ほど石黒委員がおっしゃっていた「受け身は」みたいなところなんですけれども、ほかにもところどころ。例えば、これは広報業務とかに関わっているリテラシーの高い方たちが読むものだから、まあいいのかなと思いつつも、でもやはりみんなが分かるわけでもないかもなと思うと、「ユニコードを用いる」(21ページ)というところなんですけれども、例

えば新聞記事とかだったら，そのところにちょっとした説明があるというふうなところがあるんだけど，そのようなものが，「ユニコード(……)」みたいに書いた方がいいのかと思います。「受け身」とかを簡単に説明するのが難しいように，「ユニコード」というのを簡単に説明するのは難しいと思うんですけども，そういう中で使われている単語レベルで，「読み手に伝わるように」と言いながら，ちょいちょいつまりとところがあるような気がするので，ウェブだったらリンクみたいな形でできるのかもしれないけれども，そのところは文書レベルのところでも何かできるといいのかなと思いました。

沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

( 挙手なし。 )

ありがとうございました。本日頂きました御意見は，主査打合せ会でまた整理した上で，成果物の案として反映させていきたいと思っております。今後，お気付きになった点があれば，いつでも事務局に御連絡いただきたいと思っております。引き続きよろしくお願いたします。

それでは，本日の議事の「(2)その他」について検討に入りたいと思っております。前回の国語課題小委員会におきまして，事務局から，今後の国語課題小委員会における検討課題として，本日も審議いただきました公用文のこと，そして，「しょうがい」の表記に関わる常用漢字表のこの二つに加えまして，今後の国語施策における課題の洗い出しにも着手していただきたいとの説明がありました。

国語分科会では，平成25年2月に，本日の参考資料2としてお配りしています冊子「国語分科会で今後取り組むべき課題について」という報告を取りまとめしております。その後，この報告に挙げられました課題を順に審議していただいております。

来期以降，国語分科会では，このような課題整理の報告を新たにに取りまとめでいただくことになろうかと思っております。そこで本日は，委員の皆様方から，国語・日本語に関して，あるいは言葉の使い方や言語生活について，ふだん気にされていたり，お考えになっていたりすることについて，言わばブレイクストーミングのような形で自由に御発言いただきたいと思っております。その中から，今後取り上げていく課題につながるようなものが拾い出せるのではないかと考えております。

では，意見交換の前に，配布資料6と参考資料1及び2について，事務局から説明をお願いします。

武田国語調査官

それでは，簡単に御説明します。

まず，配布資料6を御覧ください。配布資料6は，これまで，戦後，国語審議会，そして，平成13年以降は文化審議会，その内の国語分科会による議論を経ての，主な答申・報告を挙げております。これは，「漢字」ですとか「仮名遣い」といった形で分類して載せておりますけれども，ぱっと御覧いただいで分かるように，上の方，1から5までは特に表記の話をしています。現在，この表記の問題というのはかなり落ち着いてきている面もございますけれども，戦後すぐにおいては，ここが最大の課題であったということになろうかと思っております。

その後，「敬語」ですとか，「その他」ということで，ちょうどこの国語分科会ではコミュニケーションについてお考えいただくというようなこともあったわけです。国語施策の中でどういったことが検討され，どのような報告や答申が出ているかというのがこの配布資料6になります。

こういった答申や報告を出していただく前には，ほぼ必ずと言っていいぐらい，審

議会の中で課題の整理が行われています。参考資料1は、これは国語審議会時代にどのような課題整理が行われたか、代表的なものを三つお示ししております。例えば、19ページを御覧ください。これは平成5年に国語審議会がまとめた「現代の国語をめぐる諸問題について(報告)」というものになります。この19ページを見ますと、「言葉遣いに関すること」、それから「情報化への対応に関すること」、3番目に、20ページになりますが、「国際社会への対応に関すること」、「国語の教育・研究に関すること」、そして21ページに行って「表記に関すること」というようなことが、平成5年の段階でも取り上げられていたわけです。

一例として、この19ページの「2」に情報化への対応ということがありますけれども、これを受けて後に国語審議会は「表外漢字字体表」というものを取りまとめています。つまり、こういった課題を整理した後で、その課題について検討し、世の中に何か役に立つような答申や報告をお示しいただいてきたということになります。

その最新の課題検討が、本日、参考資料2としてお送りした冊子、平成25年2月の「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」というものです。現在検討中の「「公用文作成の要領」の見直しについて」もここに挙げられています。それから、「常用漢字表の手当て」として、例えば「常用漢字表の字体・字形に関する指針」を検討していただきました。また、「コミュニケーションの在り方について」ということと「言葉遣いについて」というものをまとめて、「分かり合うための言語コミュニケーション」という報告を頂いております。

このように、これまでも課題の整理が何度か行われているわけです。そして、現在の公用文に関する検討が済みましたら、また新たな国語施策における課題を整理していただき、いずれこういった報告をしていただくことになるとおられます。そういったことを念頭に置いた上で、今日のお話をさせていただければと思っております。

沖森主査

では、ただ今の説明について、直接関係するような質問があれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

( 挙手なし。 )

それでは、これまでの国語審議会や国語分科会による課題のまとめについて、ただ今説明がりましたが、先ほども申し上げましたように、本日は、残された時間で、将来の取りまとめのことなどは余り気にせずに、自由に御発言いただきたいと思っております。御発言に対する質問や御感想などでもかまいませんので、よろしくお願いいたします。

村上委員

国語について今考えていることをということでしたので、これは今に始まったことじゃないんですけれども、片仮名語の氾濫が非常に気になっていまして、例えば、ビジネス書を見ると、もうほとんど片仮名語になっています。皆さん御存じだと思いますけれども、日本は、漢字を輸入して、仮名文字を創って、漢字仮名交じり文というのを発明したわけです。この漢字仮名交じり文というのは、英語仮名交じり文にもイタリア語仮名交じり文にもなるわけで。そういう柔軟なものを日本人は発明したわけです。

もうかなり前になるんですが、台湾へ行った時、電車に乗って、日本では「プライオリティー・シート」という表記のあるところを見たら、その電車には「博愛座」と書いてあったんです。日本の場合は「プライオリティー」だから、権利の概念になっていて、ちょっと調べてみたら、アメリカでは「プライオリティー・シート」というのは普通らしいんですけれども、日本はそれをそのまま輸入して「プライオリティー・シート」「優先席」となっているわけです。台湾の場合、「博愛座」というのは、これは権利の概念じゃなくて、心の問題、精神の問題になっているわけで、そこで西洋の考え

方をそのまま輸入するんじゃなくて、自分たちのものの見方や考え方をきちんと言葉に反映させるという文明の意地みたいなものを感じました。

日本人は漢字仮名交じり文というものを発明して、漢語を英語でもイタリア語でも代替可能なようなフレキシブルな書き方を発明したわけですがけれども、漢字仮名交じり文というのは、ある程度伝統があると思います。だから、日本語をどう使うかというときに、片仮名語をそのまま仮名文字で受けて英語仮名交じり文にするんじゃなくて、やはりその辺りは据わりのいい言葉に置き換えるというような考え方があっていいと思うので、これから国語分科会の啓発活動というか、そういうものの一環としてあっていいんじゃないかなと考えました。

沖森主査

ありがとうございました。では、ほかに御意見、御感想等ございましたら、お願いいたします。

関根委員

次の課題についてちょっと言いたいことがあります。以前も言ったことなんですけれども、常用漢字表の組み立て直しというのが必要かなと思うんです。つまり、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための目安という目的からすると、今の単漢字を選定して列挙した漢字表という方法には限界があるんじゃないかと。漢字1字としては易しくても難解な熟語を作るものもあるし、反対に、日常的に使われる熟語でも、「挨拶」とか「拉致」とか、その熟語でしか使われない字もある。熟語単位、語彙単位で漢字表を組み立て直すということをしていいのではないかなと思うんです。それは、今までに積み上げてきた国語施策を否定するものではなくて、その成果の上に立って、より使い勝手のいい、理にかなったものにしていくというふうに位置付けられるんじゃないかなと思うわけです。

そういう組み立て直しはそう簡単にできるものではないというのは確かなんですけれども、その取っ掛かりとして、この前申し上げたことがありますけれども、現行の語例欄の見直しから始めるという手もあるのではないかなと思います。語例に今挙げられているものの中には、公に用いるのはちょっと不適切と捉えられかねないものもあるし、それから数も少ない。これを検討していく中で、先ほど言ったような特定の熟語でしか使われないような漢字を整理して位置付け直すということもできる。

それから、ほかの国語施策、例えば送り仮名との関係ももっと丁寧に関係付けてもいいかなと思います。常用漢字表は、動詞訓と名詞訓が両方載っているものもあれば、動詞訓だけ載っていて名詞訓はそこからの類推で送るようになっているものもあって、名詞訓だけのものは動詞として使わないのは分かるんですけれども、例えば「詣でる」なんというのは、「詣でる」という動詞訓と送り仮名を省略する熟語の名詞の「初詣」だけ載っているの、じゃあ名詞として「もうで」と使いたいときはどうしたらいいの、これは漢字表の読み方に慣れていない人は迷うんですよね。そういう情報を充実させてもいいんじゃないか思います。

そのように、語彙の面から検討するとなると、どうしてもその語彙の持つ価値観というか、プラス・マイナスのニュアンスというものに目を向けざるを得なくなる。「ショウガイ」の「碍<sup>がい</sup>」について、現在常用漢字表に載せるべきかどうかというのを継続審議としていく方向で議論しているわけですがけれども、そのためには、常用漢字の在り方を見直して、その字が作る語彙の持つ意味、あるいはそれが社会にとって必要であるかどうかということも考慮に入れていくということを選定の基準にしていくことも

検討することになっていくのかなと思います。

それが国語施策としてすべきことなのか、あるいはまたできることなのかというのは、また慎重な議論が必要だと思いますけれども、既に私たちは「分かり合うための言語コミュニケーション」というもので、「ふさわしさ」とか「配慮」とかとして打ち出した以上、そういうものを無視するわけにはいなくなっているのではないのでしょうか。現在、いろいろな分野で、今まで当たり前のように使われてきた言葉を、ふさわしさの面から見直すということが行われていて、それは大事なことなんですけれども、得てしてそれが誤解とか思い込みによって過剰な反応をされたり、あるいは分野によって扱いがまちまちだったりということが起こりがちなので、国語分科会として、それを統一的に把握して、判断材料とか指針を提供するということはできないもののかなと思います。こうしたテーマを扱うのが難しいことは承知しているんですけれども、見解を出すというよりは、どういう問題点があるのか、どういう観点から扱うべきなのか、論点を整理するということはできるのではないのでしょうか。

それから、これも常用漢字表の見直しにも絡むんですけれども、表外字の言い換え、書換えはある程度定着して、それができないものについては、平成22年の改定で漢字を追加することで、かなり標準表記が落ち着いてきたと思います。先ほど武田国語調査官もおっしゃったように、表記の点ではかなり落ち着いてきているのは事実なんです。ただ、常用漢字で構成されている言葉で複数の表記があるものが結構あります。法令用語とか公用文では統一されているものもあるんですが、辞書によっては標準的な書き方がどちらか見解が分かれるものも結構あるんですね。こういうことに関してはどちらで書いたらいいかという疑問とか質問をよく受けることがあります。表現なんだから好きに使えばいいとか、あるいは統一表記を示すことが日本語の豊かさを損なうんじゃないかというような意見が存在することは承知しているんですけれども、多様な表現を規制するというのではなくて、公用文などの実用的な文章を分かりやすく書くための標準を示すということが、例えば、一方が不可じゃなくて、標準と許容のような緩やかな示し方をすることはできないものかと思います。

最後にもう一つ。先ほど「公用文の作成の要領」の中で、文語と口語ということが出てきていたんですけれども、確かに今、文語じゃないというのは当たり前で言わずもがななんですけど、口語の中には文語的な表現が結構残っていて、先ほどのところでも「べき」のことが書いてあったと思うんですが、報告案は、「べき」は「べし」の連体形だから「べきだ」とすべきだということが載っていて、そのとおりなんです。しかし、かなり「べき」止めの表現は広まっていて、新聞なんかではかなり厳格に守っているんですが、例えばこれは個人的には、「べき」を口語の終止形として認めるというようなやり方もあるのではないかなとも思うんです。まあそういうことはちょっと言いにくいですが...

それから、「来る<sup>きた</sup>日」というのは、常用漢字表には連体詞として送り仮名に「た」は入れないことになっているんですが、やはりこれを「くる」と読んでしまう若い人が結構いるんですね。「きたる」というのは、「くる」との関係から「た」が入るんじゃないかと思うんですが、文語なので国語施策の範囲外になって、そのルールが適用できない。こういう口語の中で生きている文語的なものをどうするかということについて議論してもいい。決めるのは難しいかもしれないけれども、どのように扱えばいいかという考え方を提示することはできるのではないかと思います。

これまでのように、国語施策が一定の決まりを作って守ってもらおうということは、ほぼやり尽くしているし、そういう行き方は今の時代に合わなくなっていると思うんですね。ですから、そうではなくて、言葉や表現に関する、国語に関する考え方の枠組みのようなものを示すということをやっていくんだとしたら、国語施策にはまだまだいろいろやれることがたくさんあるんじゃないかと思っています。

沖森主査

ありがとうございました。では、ほかにございませんでしょうか。

川瀬委員

教育の分野に踏み込んでしまうことになるかもしれないんですが、豊かな日本語ができるということは格好いいんだというのを、世の中にもう一回気が付いてほしいなという気がするんですね。分かりやすさ、正確さというものがもう何十年も追求されてきて、言葉の持っている品であったり、格であったり、重みであったり、歴史であったり、それがどんどんなくなっていっている気がするんですね。簡単に、分かりにくいからそれは駄目ですと退けられてしまうような言葉を、どうやったらこれからも残していくことができるのかというのが最近気になっているところです。

最近仕事で大学生と接することが多くて、分かりやすく話そうねということは常々言っているんですけど、分かりやすさと安っぽさというのが一緒になってきちゃっているんですよ。だから、表現が結局平板になって、みんなが同じようなことしか言えなくなってきている。でも、感じていることはもっとあるはずなのに、どうやったら豊かな語彙力であったり、日本語の持つ言葉の力であったり、歴史であったりというものを再認識してもらえるかなというのが、このところずっと気になっています。これは片仮名語の氾濫と同じぐらい、対をなして私の中では気になっていることですので、文化の一端として、「日本語すごいぜ！」をやっていけたらいいなと思っています。

沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

福田委員

既に平成 25 年の報告に書かれていることなんですけれども、「5 その他」にある「国語に関する世論調査」というのをもっと活用したらどうかなというのを是非次にも考えていただきたいと思います。平成 25 年のその「世論調査の結果とその扱い方について」は、ホームページに公表するという、その公表の仕方に関してもう少し検討しましょうというようなことしか書かれていないんですけれども、実はこのデータというのは、長きにわたって蓄積されていて、かつ、国語の施策を決めていく上で重要な基礎データになっているのではないかと思います。それをもうちょっと活用しやすくするようなシステムチックな調査の仕方、質問項目の選び方、それをどう結果として分析していくのかというようなところまでちょっと踏み込んでやっていくということも面白いかなと思いました。

沖森主査

ありがとうございました。

石黒委員

いろいろな意見がこの時間では語り切れないと思うので、私は、国語施策について

もう一度何か、内容は後でまたいつか言いたいことは申し上げますけれども、まず考え方が何なのかなということは知っておきたいと思います。今回の例えば公用文のことについては、一番大きいのはやはり交通整理なのかなという気がします。これまで交通整理の役目を果たしてきて、それで多くの方に役に立ってきたという側面がありそうです。それ以外に、いや、こういう問題があるし、こういうことを考えていかなければいけない、例えば今、言葉によって人を傷つけるということがすごく社会的に問題になっているわけですが、そういうものに対する提言ということも大事になってくるだろうと思います。

それと関連して、もう一つ文化的な啓発という役割もあるのかもしれないけど、何をやるかということも大事なんですけれども、そのような交通整理、提言、啓発、その辺り、まず何のためにやるかという議論も必要なのかなと思いました。

沖森主査

ありがとうございました。

滝浦委員

今の石黒委員の見事な整理、なるほどと思いました。さっき関根委員がおっしゃったこととか、いわゆる交通整理的な部分に入って行くのかなと思いました。一方、最初に村上委員がおっしゃったことであるとか、川瀬委員とか、提言的なものもあるかなと思います。

私がちょっと思ったのも、どちらかという多分提言的なものになるのかと思うんですが、海外から日本に来て、日本で仕事をし、そのまま生活していく人が増えていくであろうということになり、そういう人たちに対して「やさしい日本語」というようなことがちょっと今やや下火な感じもありますが、これからやはり必要性があるので、それはまた焦点になってくると思うんです。その「やさしい日本語」というのは、日本語を母語としない人に向けたものということで、この前の武田国語調査官のお言葉ですと、日本語を母語とする人のためのというのがこちらの会の仕事ということかなと思いましたので、いわゆる「やさしい日本語」は入らないと思うんですが、実は、日本語を母語とする人のための「やさしい日本語」というのは、かなり必要になってきているのではないかなと思います。いわゆる病院の言葉とか、外来語もそうですけれども、言葉の言い換えという形ではそれなりに研究もされ、国立国語研究所など提案もなされているんですけれども、もう少し生活の中でその言葉と付き合いながら生活をより良くしていくという観点で考えてはどうか。

例えば、ごく普通の人が民事的な調停とかをして、でもなかなか解決しなくて、法的な手続を取りたいというような場合に、額も小さいので弁護士さんがなかなか引き受けてくれないとか、そういうところで、自分でやらなきゃいけないみたいなことがあるわけですね。そういうときに、相談に行くことはできるんだけど、初めから用語が分からない、言葉が分からないし、手続も分からないということで、ほとんど何も分からないというようなことになると、やりたいことができないというようなことになる。法律というのは、そういう意味で一番難しいと思うんですけれど、それだけではなくて、福祉的な方などでも、あるいは医療関係でもそうだと思うんですけど、言葉が難しく、手続には流れがあって、それを理解しないと目的が達せられないというようなことというのは、実は生活の中にたくさんあって、そういうところの日本人のための「やさしい日本語」というんでしょうか、もしできたら、そういうところに踏み込んでいけたらなというようなことを思わなくはありません。ただ、いわゆる国語施策というのは少し離れてくるのかもしれないんですけど、そういう方向性というものもなはないのかなと思いましたので、発言しました。

沖森主査

ありがとうございました。それでは、ほかにございますでしょうか。

中江委員

先ほど石黒委員が、何のためにやるのかという御発言があって、私もそれをずっと考えているんですけども、例えばずっと「しょうがい」の「がい」の字についてのやり取りを続けている中で、私も周囲の人にいろいろ話を聞くんですね、どう思いますかということ。答えは別にどれが正しいというわけではないんですけども、実感としてどうなのかということを知っていくと、結構誤解している人も多かったり、思い込んでいる人も多かったり、「何となくぱっと見て嫌だ」とか、そういうことを言う方もいらっしゃるし、「何がいけないの」というようなことも聞くんですね。やはり言葉は時代とともに当然変わっていくものですから、今特にジェンダーの問題と、そして文化の問題と、歴史と、いろいろなことが入り交じって差別や偏見みたいなのところまで行ってしまうことも結構あって、「しょうがい」の「がい」の字のことなんかは正にそうなのではないかなと思うんです。ぱっと見た目で、もうこれは差別なんだということ、やめようみたいなことになってしまうのも、歴史を振り返っていないということにもなりますし。その辺の、行き過ぎないで言葉というものをちゃんと見詰めるということが非常に必要なんですけど、一般的に、お忙しいとそこまでできない人の方が当然多いわけですし、そこまで深く考えて言葉を使ってないよという方もいらっしゃると思うんですよね。でも、そこで何かせき止める役割であったりとか、何か提言することができたりとか、そういうことができればいいんじゃないかなと、いろいろな議論を聞きながら今思っているところです。

沖森主査

ありがとうございました。残された時間がなくなってまいりましたけれども。

入部委員

ポイントだけなんですけど、配布資料6を拝見していると、少し発信に偏っているのかなという印象があるので、受信というと曖昧になってしまいますけれども、言語文化を支えてくれている出版業界を支えてあげるじゃないんですけども、読書というところに着地点があるような、そういう課題が一つ、特に今、公用文ということで、発信ということで明確なプロセスをたどっているところなので、ここら辺で読書というところに結び付くような、受信に少し寄せた課題があってもいいのかなと思いました。

沖森主査

ありがとうございました。

田中（牧）委員

関根委員がおっしゃっていたことに賛成したかったんですけど、ちょっと機を逸してしまいました。簡単に言いますと、やはり国語審議会からの歴史で一番成果が上がったのは、常用漢字につながる検討結果だったと思うんですね。それに関係付けて、今問題になっている、人への配慮とか、差別とか、不快表現とか、そういったことに取り組むのが、国語分科会としての今までの蓄積を生かすとやりやすく、それが、村上委員がおっしゃったり、ほかの委員もおっしゃった、今起こっている外来語の氾濫の問題とか、誹謗中傷の問題とか、そういったことにつながるような提言ができるのかなと思います。



それで、今日の配布資料6で「1.漢字」、「2.仮名遣い」、こういう配列から言って、やはり日本語学の中の中心で、入っていないのが語彙と文法ということになります。語彙論、文法論というのは日本語学ではかなり発達してきているので、やはりその成果を取り入れた、何か日本語学的なベースで、しかし現代社会の問題に何か提言できる、そういう枠組みで考える、しかし、文法論と語彙論の成果を生かしてきちんとした調査をしてというのはなかなか時間が掛かることなので、すぐに2年後に何か提言するというようなこと、もちろんそういうこともやる必要はあるんですが、そういう短いスパンだけじゃなくて、もし長いスパンでこれまでの蓄積も踏まえて、長い目で見てみんなの役に立つようなことができればいいなと思うんです。ちょっと漠然とした意見ですけども、語彙とか文法とかそういう日本語学的な枠組みで考えることも重要ではないかなということをお願いしたい。基本的に関根委員のお考えに賛成いたします。

沖森主査

ありがとうございました。時間が参りましたので、まだまだ御意見があるかと思えますけれども、ここで一旦打ち切らせていただきます。今後も時間を取りまして、許される範囲でこのような機会を設けたいと思います。是非ともふだんから気に留めておいていただければと思います。

本日もオンラインでの開催でありました。ちょっと画面が薄くて見にくいところがありまして、いろいろと御迷惑を掛けたかと思えますけれども、お許しいただきたいと思います。今後も、事務局と相談しながら、より良い開催方法を探っていきたいと思えます。今後とも御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、本日の国語課題小委員会、これで閉会といたします。長時間、画面の前でお考えいただきまして、どうもいろいろとありがとうございました。